平成23年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一（一）「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(七)「16」－別表六（八）「19」－別表六(十)「23」－別表六(十一)「23」－別表六（十二）「22」－別表六(十五)「32」－別表六(十八)「24」－別表六（十九）「22」－別表六（二十二）「21」－別表六(二十六)「12」－別表六（二十六の二）「24」－別表六(二十六の三)「９」)」(5)と読み替えて計算した金額を記載し、同日前に開始した事業年度にあつては「住民税額の計算の基礎となる法人税額((別表一（一）「２」＋「５」＋「７」－「11」－「43」)－別表六(七)「15」－別表六（十）「23」－別表六(十一)「23」－別表六(十二)「22」－（別表六（十五）「16」＋「21」)－別表六（十八）「24」－別表六（十九）「22」－別表六(二十二)「21」－別表六(二十六の二)「24」－別表六（二十六の三）「９」)」(5)と読み替えて計算した金額を記載すること。

別表二の一一付表の表中「

(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十三)「19」

」を「

(8)＋(9)－(10)－(別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十三)「19」－別表六の二(十五の二)「20」－別表六の二(十五の三)「４」

」に改め、同表の記載要領第九号(1)中「「(8)＋(9)－(10)－（別表一の二（一）「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二（七）「19」－別表六の二（八）「19」－別表六の二（九）「19」－別表六の二（十）「22」－別表六の二（十一）「20」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十三）「19」 (11)」」を「「(8)＋(9)－(10)－（別表一の二（一）「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「14」－別表六の二（七）「19」－別表六の二（八）「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二（十）「22」－別表六の二（十一）「20」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十三）「19」－別表六の二（十五の二）「20」－別表六の二（十五の三）「４」 (11)」」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2)　「(8)＋(9)－(10)－（別表一の二（一）「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「14」－別表六の二（七）「19」－別表六の二（八）「19」－別表六の二（九）「19」－別表六の二（十）「22」－別表六の二（十一）「20」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十三）「19」－別表六の二（十五の二）「20」－別表六の二（十五の三）「４」 (11)」の欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人に該当する場合において、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号において同じ。）が平成23年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「(8)＋(9)－(10)－（別表一の二（一）「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「14」－（別表六の二（四）付表一「４」＋「16」)－別表六の二（五）付表「11」－別表六の二（七）「19」－別表六の二（八）「19」－別表六の二（九）「19」－別表六の二（十）「22」－別表六の二（十一）「20」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十三）「19」－別表六の二（十五）「７」－別表六の二（十五の二）「20」－別表六の二（十五の三）「４」 (11)」と読み替えて計算した金額を記載し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「(8)＋(9)－(10)－（別表一の二（一）「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二（二）付表「14」－別表六の二（四）付表一「16」－別表六の二（七）「19」－別表六の二（八）「19」－別表六の二（九）「19」－（別表六の二（十）「10」＋「18」)－別表六の二（十一）「20」－別表六の二（十二）「20」－別表六の二（十三）「19」－別表六の二（十五の二）「20」－別表六の二（十五の三）「４」 (11)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

別表二の一一(四の一一)の記載要領第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第一一号を同第四号とし、同第一一号の次に次の一号を加える。

3　「所得金額仮計又は個別所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二付表「35の①」) (16)」の欄は、震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には当該内国法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の「26の①」の金額を、震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には当該連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表の「35の①」の金額を、それぞれ記載すること。

別表二の一八付表の記載要領第一一号を同第一四号とし、同第一一号を同第一一号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「試験研究費の額 (1)」の各欄の記載に当たつては、試験研究費の額に震災特例法第17条の５第１項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額を記載すること。

別表二の一七の記載要領第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第一一号の次に次の一号を加える。

4　「試験研究費の額 (17)」の各欄の記載に当たつては、試験研究費の額に震災特例法第17条の５第１項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から震災特例法施行令第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額を控除した金額を記載すること。